

障第1109号
令和3年7月13日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部長

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

このことについて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 関係条例（障害福祉課関係分のみ）

- (1) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第82号)
- (2) 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第83号)
- (3) 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第84号)
- (4) 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第85号）
- (5) 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第86号)
- (6) 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第87号)

- (7) 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第88号)
- (8) 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第89号)
- (9) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第90号)

2 主な改正内容

- (1) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (ア) 指定障害児通所支援事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、指定障害児通所支援事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるものとする。
 - (イ) 利用者の利便性向上や指定障害児通所支援事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めるものとする。
- (2) 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について
指定障害児入所施設に関して、(1)に準じた改正を行うものとする。
- (3) 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
障害福祉サービス事業者に関して、(1)に準じた改正を行うものとする。
- (4) 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について
指定障害福祉サービスの事業者等に関して、(1)に準じた改正を行うものとする。
- (5) 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
障害者支援施設に関して、(1)に準じた改正を行うものとする。
- (6) 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

指定障害者支援施設に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。

（７）岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

地域活動支援センターに関して、（１）に準じた改正を行うものとする。

（８）岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
福祉ホームに関して、（１）に準じた改正を行うものとする。

（９）岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉施設に関して、（１）（ア）に準じた改正を行うものとする。

（10）その他

所要の規定の整備を行うものとする。

3 施行期日

公布の日（令和3年7月13日）

岐阜県健康福祉部障害福祉課地域生活支援係 事業所指導係			
係長	山脇 若原	担当	井藤 信田
TEL	058-272-1111 内線 2621・2686		
FAX	058-278-2643		